

# 私立中学校授業料減免補助のお知らせ

2020.7

県内の私立中学校に在籍する生徒のうち、意志に基づかない失業や倒産等(以下「失業等」)の家計急変により授業料等の納付が困難になった世帯に対し、補助を行う制度のお知らせが三重県より来ましたので、ご案内致します。

## 対象者

①保護者等のすべてが意志に基づかない失業等※により授業料の納付が困難になった方  
または

②保護者等の一方が意志に基づかない失業等をした場合、生徒の他の保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が170,500円未満になった方が対象となります。

(但し、私立小中学校等就学支援事業補助金の対象となっている方は対象となりません)

※以下の事由は「意志に基づかない失業等」には該当しません。

- ・自己都合退職、勧奨退職、本人の責による解雇
- ・派遣・期限付き雇用・定年退職等退職時期が通常予見できるもの
- ・自営業の自主廃業

## 補助金額及び方法

月額8,300円を毎月の授業料等生徒納付金より差し引いて口座引き落としします。

## 補助の期間

離職等の日の属する月(解職等の日が当該年度でない場合は当該年度の範囲内を対象)の翌月分(離職等の日が月の初日の場合は当月)から、当該年度内に再就職をした場合は、再就職の日の属する月分(再就職の日が月の初日の場合は前月分)までです。

該当される方は、下記担当までご連絡ください。

－担当－

高田中学校 事務部会計課

Tel059-232-2004